

20歳になったら、 国民年金に加入します。

あなたの国民年金

パート⑧



ねんきんななちゃん

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人すべてが加入者です。

第1号被保険者

- ・自営業 ・農林漁業 ・自由業
- ・無職 ・学生
- ・会社員、公務員に扶養されていない配偶者



学生も国民年金に加入します!

平成3年4月から、20歳以上の学生は、国民年金の加入が義務づけられました。これは、将来、満額の老齢基礎年金が受けられなくなったり、在学中に障害者になっても障害基礎年金が受けられないといったことをなくすためです。

第2号被保険者

- ・会社員、公務員
(厚生年金や共済組合の加入者は、国民年金に加入していることとなります。)



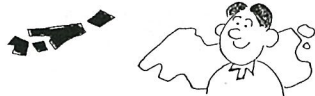
加入者は 3種類!!

第3号被保険者

- ・第2号被保険者に扶養されている配偶者
(厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者。届け出が必要です。)



任意加入被保険者



20歳～60歳未満

老齢(退職)年金の受給権者

20歳～70歳未満

海外に滞在している日本人

60歳～70歳未満

日本に住所がある会社員以外の人

こんな時は、忘れずに届け出を

届け出には印かん、年金手帳のほかに添付書類が必要な場合があります。よくご確認のうえ、国民年金の窓口で手続きをしてください。

20歳 になったとき



厚生年金や共済組合に加入していない人は国民年金の加入届け出をしてください。

住所・氏名 が変わったとき



住所や氏名を変更する届け出をしてください。(住民票の届け出と一緒にできます)

結婚・減収 配偶者の扶養になったとき



厚生年金や共済組合の加入者の扶養になったら、第3号被保険者の届け出を。

増収・離婚 配偶者の扶養からはずれたとき



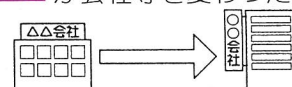
厚生年金や共済組合の加入者の扶養からはずれたら、種別変更の届け出を。

退職 厚生年金などを脱退したとき



60歳になる前に退職したときは、第1号被保険者の届け出を。(扶養者も同様に)

転職 第3号被保険者の配偶者が会社等を変ったとき



種別確認のため届け出をしてください。